

平成27年2月定例会

環境対策特別委員会説明資料

県農林水産部
環境整備委員
会

目 次

I	平成27年度環境対策関係主要施策の概要	1
II	提出予定案件	
1	一般会計・特別会計予算	4
(1)	歳入歳出予算	4
ア	総括表	4
	一般会計	4
	特別会計	5
イ	部別主要事項説明	6
	県民環境部	6
	農林水産部	10
	県土整備部	13
	教育委員会	16
(2)	地方債	17
2	その他の議案等	18
(1)	条例案	18

I 平成27年度 環境対策関係主要施策の概要

(県民環境部)

1 総合的な環境施策の推進

本県の豊かな自然環境を活かした世界に誇れる「環境首都・先進とくしま」の実現を目指し、あらゆる主体の行動指針であり、行動規範となる「環境首都とくしま・未来創造憲章」の普及を進めるとともに、環境教育の拠点である「エコみらいとくしま（環境首都とくしま創造センター）」において、「とくしま環境県民会議」を中心とした県民運動としての地球温暖化対策やごみ減量化など、各種環境施策の推進や多様な環境活動を一元的に支援するほか、環境学習・教育を人材・知識等の面から総合的にサポートする。

2 地球温暖化対策の推進

低炭素社会の実現に向けて、全ての県民が地球温暖化問題を理解し、温室効果ガスの排出抑制に取り組んでいくため、「徳島県地球温暖化対策推進計画」に基づき、本県の地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進する。

また、「自然エネルギー立県とくしま」の実現に向けて、本県に豊富に存在する自然エネルギーを活用し、「エネルギーの地産地消」に向けた取り組みを推進する。

3 循環型社会形成の推進

これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムを見直し、廃棄物の発生抑制や再使用・再生利用などによる資源の循環的な利用を基調とする循環型社会の形成を目指し、各種リサイクル法の推進を図る。

4 産業廃棄物処理対策の推進

不適正処理の未然防止のため、処理業者等に対する定期的な立入調査を実施するとともに、排出事業者が自らの判断により優良な処理業者を選取できる徳島県独自の優良処理業者認定制度により、優良処理業者の育成と、産業廃棄物の適正処理を推進する。

5 一般廃棄物処理対策の推進

第三期徳島県廃棄物処理計画に基づき、ごみの減量・再使用・再生利用及び適正処理を推進し、循環型社会の形成を図る。

6 人と自然との調和の推進

人と自然との調和に向けて、鳥獣保護事業計画に基づき、野生鳥獣の適切な保護管理を進めるほか、鳥獣保護思想の普及啓発と適正な狩猟対策を推進する。

7 大気汚染・水質汚濁・土壌汚染等対策の推進

公害防止対策の推進を図るため、大気・水質環境等を常時監視するとともに、工場・事業場への立入調査等を実施して発生源に対する指導等を行う。

また、化学物質の適正な管理の促進、汚染土壌の拡散防止対策、建築物解体工事に伴うアスベスト飛散防止対策等に取り組み、環境汚染の未然防止に努める。

8 環境影響評価の推進

開発行為等の実施に際し、環境影響評価の審査及び指導を行い、生活環境や自然環境の保全に努める。

(農林水産部)

1 環境と調和した農畜水産業の推進

環境に配慮した農業を進めるため、有機質資源の循環利用による土づくりと、化学肥料や化学農薬に過度に頼らない持続性の高い農業を推進するとともに、畜産経営による環境汚染の防止を推進する。

また、地域資源の有効活用とCO₂削減による地球温暖化対策を図るため、小水力や太陽光などの再生可能エネルギーの利活用を推進する。

2 環境を重視した多様な森林づくりの推進

森林の持つ公益的機能の向上を図るため、造林や間伐等の森林整備を進めるとともに「徳島県豊かな森林を守る条例」に基づき、県や市町村による公有林化、保安林の適正な管理や森林病虫害等の駆除、温室効果ガスの排出削減等に寄与する協働の森づくりを展開する。

また、水源地域における荒廃地の復旧と水源かん養機能の強化を図るため、治山事業を推進する。

3 鳥獣による被害防止対策の推進

野生鳥獣による農作物等の被害防止を効果的に進めるため、侵入防止柵の整備やICTを活用した捕獲檻の導入、「鳥獣被害対策強化月間」における集中的な被害対策の実施など地域の取組みを支援する。

また、被害対策を担う人材や地域の見本となるモデル集落の育成、捕獲したシカなどを食肉として利活用する取組みなどを推進する。

(県土整備部)

1 河川浄化の推進

水環境の改善を図るため、汚濁の著しい県管理河川の堆積汚泥の除去等を実施する。

2 生活排水対策の総合的な推進

生活環境向上と公共用水域の水質保全を図るため、汚水処理構想に基づき、汚水処理施設の計画的かつ効率的な整備の推進を図り、汚水処理人口普及率の向上に努める。

下水道事業では、旧吉野川流域下水道の普及促進を図り、施設の適正管理を行うとともに、集落排水事業では、農村部の水環境の保全のため、施設の機能強化対策を行う。

また、浄化槽については、市町村が行う合併処理浄化槽の整備に対する支援を行うとともに、適正な維持管理を推進する。

(教育委員会)

1 環境教育の充実

社会の変化に対応した多様な教育の実現を図るため、「学校版環境ISO」の取組みをステップアップし、学校と地域がより一層連携し、社会や学校の状況に応じた環境学習を行う取組みに進化させた「新 学校版環境ISO」への移行等を推進することにより、将来にわたり環境保全に対する意識の高い児童・生徒及び郷土を愛するモラルの高い児童・生徒の育成に努める。

また、エネルギー教育や放射線教育を実施することにより、エネルギーに関する理解の深化や放射線に関する正しい理解を促進する。

Ⅱ 提出予定案件

1 一般会計・特別会計予算

(1) 歳入歳出予算

ア 総括表

一般会計

(単位：千円)

区 分	27年度 当初予算額 A	前年度 当初予算額 B	比 較		財 源 内 訳							
			増 減 A-B	率 $\frac{A}{B} \times 100$	特 定 財 源						一般財源	
					国支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財産収入	繰入金	諸収入		県債
県民環境部	793,734	1,700,500	△ 906,766	46.7	81,510	0	36,457	2,495	261,056	183,554	10,000	218,662
農林水産部	954,340	2,358,685	△ 1,404,345	40.5	614,352	0	0	990	61,800	1,505	126,000	149,693
県土整備部	587,106	550,576	36,530	106.6	84,700		3,142		90,000		2,000	407,264
教育委員会	9,830	9,887	△ 57	99.4	9,600	0	0	0	0	0	0	230
計	2,345,010	4,619,648	△2,274,638	50.8	790,162	0	39,599	3,485	412,856	185,059	138,000	775,849

(注) 前年度当初予算額の欄の数値は、機構改革により所管替された後の額である。

特別会計

(単位：千円)

区分	会計名	27年度 当初 予算額 A	前年度 当初 予算額 B	比較		財 源 内 訳				
				増 減 A-B	率 $\frac{A}{B} \times 100$ %	特 定 財 源				
						国支出金	分担金 負担金	繰入金	諸収入	県債
県土整備部	流域下水道事業特別会計	868,601	703,654	164,947	123.4	65,000	231,805	423,796	0	148,000
計		868,601	703,654	164,947	123.4	65,000	231,805	423,796	0	148,000

イ 部別主要事項説明
 県民環境部
 一般会計

(単位：千円)

区分	目 名	27年度 当初予算額 A	前年度 当初予算額 B	比 較		摘 要	前年度 当初予算額					
				増 減 A - B	率 $\frac{A}{B} \times 100$							
環境首都課	環境衛生指導費	364,029	1,183,026	△ 818,997	30.8	① 一般環境対策費 (364,029)	(1,183,026)					
						環境保全創造施策の推進に要する経費及び環境政策の企画・調整のほか、環境学習や環境活動等の推進に要する経費						
						ア (新) 「きみもさんかして！」環境意識啓発事業	2,114					
						イ (新) とくしま低炭素型社会づくり推進事業	2,500					
						ウ (新) 「ライフスタイルの転換」ステップアップ事業	1,300					
						エ 「スマート社会づくり」徳島モデル事業	14,910	15,000				
						オ 地球にやさしい環境県民運動推進事業	6,030	6,030				
						カ 環境首都とくしま創造センター運営事業	5,505	5,325				
						キ 自然エネルギー立県とくしま推進資金貸付事業	70,000	100,000				
						ク 自然エネルギー立県とくしま推進事業補助金	50,000	200,000				
						ケ 再生可能エネルギー等導入推進基金事業	198,000	800,000				
コ 水素エネルギー導入検討事業	1,000											
	計	364,029	1,183,026	△ 818,997	30.8							

(単位：千円)

区 分	目 名	27年度 当初予算額 A	前年度 当初予算額 B	比 較		摘 要	前年度 当初予算額
				増 減 A - B	率 $\frac{A}{B} \times 100$		
環境指導課	環境衛生指導費	127,628	200,281	△ 72,653	63.7	① 廃棄物ゼロ社会づくり推進費 (50,135) 本県における循環型社会の形成に向けて、廃棄物の発生抑制や資源の循環的な利用を促進するとともに、環境関連産業の創出や振興を図るための経費 ア 環境関連産業立地促進資金貸付金 50,000 ② 廃棄物処理施設管理指導費 (4,607) 一般廃棄物の適正処理指導を推進するための経費 ア 一般廃棄物処理施設整備指導事業 1,200 イ ④ 第四期徳島県廃棄物処理計画策定事業 2,944 ③ 生活環境整備指導費 (72,886) 廃棄物の適正処理を推進し、生活環境の保全を図るための経費 ア 産業廃棄物適正処理推進事業 19,649 イ 産業廃棄物適正処理監視・指導事業 46,292 ウ ポリ塩化ビフェニル廃棄物適正処理推進事業 4,545 エ PCB廃棄物適正処理体制強化事業 750	(119,695)
	計	127,628	200,281	△ 72,653	63.7		

(単位：千円)

区 分	目 名	27年度 当初予算額 A	前年度 当初予算額 B	比 較		摘 要	前年度 当初予算額
				増 減 A - B	率 $\frac{A}{B} \times 100$		
自然環境 戦略課	環境衛生指導費	98,220	82,414	15,806	119.2	① 鳥獣等保護費 (98,220) 鳥獣保護及び狩猟対策に要する経費 ア ニホンジカ管理捕獲・利用促進プロジェクト事業 64,800 イ (新) ニホンザル適正管理事業 11,000	(82,414) 58,362
	計	98,220	82,414	15,806	119.2		
環境管理課	公害対策費	203,857	234,779	△ 30,922	86.8	① 一般公害対策費 (71,298) 公害対策の企画調整、石綿健康被害者救済のため設置された基金への 拠出等に要する経費 ア 石綿健康被害救済基金拠出金 10,650 イ 環境保全施設整備等資金貸付金 50,000 ウ 土砂等の埋立て等に関する環境保全対策費 8,470 ② 大気汚染対策費 (11,762) 大気汚染状況の常時監視及び工場等の調査、指導に要する経費 ア 大気汚染対策事業 7,874 イ (新) “とくしまのそら” はぐくみ事業 3,888 ③ 騒音振動対策費 (545) 騒音、振動及び悪臭公害の防止を図るための工場等の調査、指導に要 する経費	(70,111) 10,650 50,000 6,521 (59,318) 10,070 605

(単位：千円)

区 分	目 名	27年度 当初予算額 A	前年度 当初予算額 B	比 較		摘 要	前年度 当初予算額
				増 減 A - B	率 $\frac{A}{B} \times 100$		
						④ 水質汚濁対策費 (61,732)	(51,401)
						公共用水域等の水質の汚濁状況の常時監視, 工場等の調査, 指導に要する経費	
						ア 水質汚濁防止対策推進事業 19,182	20,055
						イ(新) いのち育む水と人がふれあう「里海」推進事業 12,550	
						ウ(新) 那賀川下流域・地下水モニタリング強化事業 30,000	
						⑤ 分析測定機器等整備事業費 (4,306)	(4,306)
						大気, 水質の常時監視体制の充実強化を図るための各種分析測定機器等の更新, 整備に要する経費	
						⑥ 分析測定機器等運営費 (43,026)	(38,329)
						分析測定機器等の維持管理に要する経費	
						⑦ 公害関係調査費 (9,910)	(9,487)
						ア 広域総合水質調査 1,230	1,254
						イ 化学物質環境実態調査 303	269
						ウ 環境放射能水準調査 8,377	7,964
						⑧ 環境審査費 (1,278)	(1,222)
						各種開発事業の実施に係る環境影響評価の審査及び指導に要する経費	
	計	203,857	234,779	△ 30,922	86.8		
県民環境部 合 計		793,734	1,700,500	△ 906,766	46.7		

農 林 水 産 部
一 般 会 計

(単位：千円)

区 分	目 名	27年度 当初予算額 A	前年度 当初予算額 B	比 較		摘 要	前年度 当初予算額
				増 減 A - B	率 $\frac{A}{B} \times 100$		
畜 産 課	畜産振興費	9,873	59,358	△ 49,485	16.6	① 畜産環境対策事業費 (9,873) 家畜排せつ物等の適正処理の推進に要する経費 ア 畜産バイオマス利活用推進事業 873 イ 畜産バイオマス利活用整備事業 9,000	(59,358) 1,234 58,124
	計	9,873	59,358	△ 49,485	16.6		
水 産 課	水産業振興費	1,500	3,500	△ 2,000	42.9	① 漁業漁村活性化推進費 (0) ② 浅海内水面増殖対策費 (1,500) カワウによる内水面重要魚種の被害防止に要する経費 ア (新) 内水面カワウ対策推進事業 1,500	(3,500)
	計	1,500	3,500	△ 2,000	42.9		
農林水産技術支援本部 (農林水産総合技術支援センター)	農作物対策費	5,166	6,166	△ 1,000	83.8	① 環境保全型農業推進費 (5,166) 環境に配慮した農業の普及を図るため、エコファーマーの育成、農産物の「省CO2見える化」の推進などに要する経費 ア 人と環境に優しい農業推進事業 5,166	(6,166) 6,166
	植物防疫費	4,918	3,159	1,759	155.7	① 病虫害防除対策費 (4,918) I PM (総合的病虫害雑草管理) の定着に要する経費 ア みんなで環ガエル農業推進事業 4,918	(3,159) 3,159
	園芸振興費	1,306	1,406	△ 100	92.9	① 農業生産資材廃棄物処理適正化対策費 (1,306) 農業用廃プラスチックの適正処理の推進に要する経費	(1,406)
	計	11,390	10,731	659	106.1		

(単位：千円)

区 分	目 名	27年度 当初予算額 A	前年度 当初予算額 B	比 較		摘 要	前年度 当初予算額
				増 減 A - B	率 $\frac{A}{B} \times 100$		
農村振興課	農業総務費	159,000	175,200	△ 16,200	90.8	① 農作物鳥獣被害防止対策費 野生鳥獣による農作物等の被害防止に要する経費 ア 鳥獣被害防止総合対策事業 イ (新) 鳥獣被害予防対策等推進事業 ウ (新) 「阿波地美栄」等地域資源化促進事業	(159,000) 164,200 9,000 5,000
	農地総務費	0	3,000	△ 3,000	皆減	① 土地改良計画調査事業費	(0) (3,000)
	計	159,000	178,200	△ 19,200	89.2		
農業基盤課	土地改良費	5,000	268,500	△ 263,500	1.9	① 団体営土地改良事業費 小水力発電施設整備に要する経費 ② 基盤整備促進事業費	(5,000) (0)
	計	5,000	268,500	△ 263,500	1.9		
林業戦略課	林業振興指導費	8,140	9,820	△ 1,680	82.9	① 森林計画編成事業費 地域森林計画の編成に係る資源調査や森林GISデータ等の整備に要する経費	(8,140) (9,820)
	森林病虫害防除費	11,252	9,832	1,420	114.4	① 森林病虫害等駆除費 森林病虫害等から森林を守るため、薬剤散布による防除や被害木除去等に要する経費	(11,252) (9,832)
	造林費	684,076	1,435,477	△ 751,401	47.7	① 環境緑化推進費 緑化や県民参加の森づくり活動を促進する普及啓発活動等に要する経費 ② 森林環境保全整備事業費 森林の公益的機能を発揮させるため、造林や間伐など森林整備の支援に要する経費	(10,602) (623,684) (1,228,000)

区分	目 名	27年度 当初予算額 A	前年度 当初予算額 B	比 較		摘 要	前年度 当初予算額
				増 減 A - B	率 $\frac{A}{B} \times 100$		
						③ とくしま豊かな森づくり推進事業費 (23,500) 環境や防災面で重要な森林を保全する市町村の公有林化支援に要する経費 ④ 県有林化等推進事業費 (26,290) 森林の有する水資源及び県土の保全機能の維持増進を図るため、県有林の取得などに要する経費 ア 未来へつなぐ森林づくり事業 26,290	(17,775) (176,400) 176,400
	計	703,468	1,455,129	△ 751,661	48.3		
森林整備課	治 山 費	64,109	383,267	△ 319,158	16.7	① 治山事業費 (53,060) 水源地域における荒廃地の復旧と水源かん養機能の強化を図るための経費 ア 保安林整備事業 7,641 イ 水源地域整備事業 45,419 ② 保安林整備管理費 (7,049) 保安林の指定および適正な管理に要する経費 ③ 県有林化等推進事業費 (4,000) 公益的機能の高い重要な地域を管理するため、「とくしま県版保安林」の計画的な指定・整備を行う経費 ア 「とくしま県版保安林」整備管理事業 4,000	(371,658) 44,545 327,113 (6,809) (4,800) 4,800
	計	64,109	383,267	△ 319,158	16.7		
農林水産部 合 計		954,340	2,358,685	△ 1,404,345	40.5		

県土整備部
一般会計

(単位：千円)

区分	目名	27年度 当初予算額 A	前年度 当初予算額 B	比較		摘 要	前年度 当初予算額
				増 減 A - B	率 $\frac{A}{B} \times 100$		
住宅課	建築指導費	1,200	1,200	0	100.0	① 建築基準法等施行費 (1,200) ア 民間建築物アスベスト対策費 民間建築物所有者等が行うアスベスト含有調査除去工事の支援に要する経費	(1,200)
	計	1,200	1,200	0	100.0		
河川振興課	河川改良費	15,000	53,000	△ 38,000	28.3	① 総合流域防災事業費 (5,000) 水環境の改善を図るため、汚濁の著しい河川における堆積汚泥の除去等に要する経費 ② 河川海岸維持修繕費 (10,000) 海岸漂着物等の回収・処理及びその発生抑制に要する経費 ア とくしま海岸漂着物等地域対策推進事業費 10,000	(53,000)
	計	15,000	53,000	△ 38,000	28.3		
水・環境課	環境衛生指導費	98,172	98,148	24	100.0	① 廃棄物処理施設管理指導費 (98,172) 浄化槽の整備促進と適正な維持管理を推進するための経費 ア 浄化槽整備事業費補助金 90,000 イ(新) 浄化槽で創る徳島きれいな水環境事業 1,140	(98,148) 90,000 0
	土地改良費	69,238	47,076	22,162	147.1	① 農業集落排水整備事業費 (69,238) 農村部の水環境の保全のため、市町村が実施する農業集落排水事業に対し、補助する経費	(47,076)

(単位：千円)

区 分	目 名	27年度 当初予算額 A	前年度 当初予算額 B	比 較		摘 要	前年度 当初予算額
				増 減 A - B	率 $\frac{A}{B} \times 100$		
	都市計画総務費	387,496	351,152	36,344	110.3	① 公共下水道整備促進事業費 (21,700) 公共下水道事業の促進と、これに伴う市町の経費負担の軽減を図るため、市町が実施する公共下水道事業に対し、補助する経費 ② 流域下水道事業特別会計繰出金 (365,796) 旧吉野川流域下水道の整備に係る県債の償還等に要する経費への繰り出し	(27,500) (323,652)
	計	554,906	496,376	58,530	111.8		
運輸政策課	港湾管理費	16,000	0	16,000	皆増	① 港湾海岸施設維持補修費 (16,000) 海岸漂着物等の回収・処理及びその発生抑制に要する経費 ア とくしま海岸漂着物等地域対策推進事業費 16,000	
	計	16,000	0	16,000	皆増		
県土整備部 合 計		587,106	550,576	36,530	106.6		

特別会計

(単位：千円)

区 分	会 計 名	27年度 当初予算額 A	前年度 当初予算額 B	比 較		摘 要	前 年 度 当初予算額
				増 減 A - B	率 $\frac{A}{B} \times 100$		
水・環境課	流域下水道 事業特別会計	868,601	703,654	164,947	123.4	① 旧吉野川流域下水道建設事業費 (146,484) 旧吉野川流域周辺の2市4町における公共用水域の水質保全と生活環 境の改善を図るための幹線管渠整備等に要する経費 ② 県債償還金 (464,812) 流域下水道事業の整備に係る県債の償還金 ③ 旧吉野川流域下水道維持管理費 (257,305) 旧吉野川流域下水道の維持管理に要する経費	(59,133) (397,103) (247,418)
	計	868,601	703,654	164,947	123.4		
県土整備部 合 計		868,601	703,654	164,947	123.4		

教育委員会
一般会計

(単位：千円)

区 分	目 名	27年度 当初予算額 A	前年度 当初予算額 B	比 較		摘 要	前年度 当初予算額
				増 減 A - B	率 $\frac{A}{B} \times 100$		
学校政策課	教育指導費	9,830	9,887	△ 57	99.4	① 学校教育振興費 (9,830)	(9,887)
						環境・エネルギー教育の推進に要する経費	
						ア 環境・エネルギー教育推進事業 230	287
						イ 環境・エネルギー教育支援事業 9,600	9,600
	計	9,830	9,887	△ 57	99.4		
教育委員会 合 計		9,830	9,887	△ 57	99.4		

(2) 地 方 債
 県 土 整 備 部
 流域下水道事業特別会計

(単位：千円)

課 名	起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
水・環境課	旧吉野川流域下水道事業	148,000	証書借入又は証券発行	年5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	融資機関の融資条件による。ただし、必要の生じた場合は全部若しくは一部繰上償還し、又は借換えすることができる。
合	計	148,000			

2 その他の議案等

(1) 条 例 案

ア 徳島県県民環境関係手数料条例の一部を改正する条例（県民環境政策課）

(ア) 改正の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により土壌汚染対策法の一部が改正されたことに伴い、土壌汚染状況調査等を行う指定調査機関の指定及び指定の更新の申請に対する審査に係る手数料を定めるとともに、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、所要の整備を行う等の必要がある。

(イ) 改正の概要

a 改正後の土壌汚染対策法の規定に基づく次に掲げる事務に係る手数料を定めることとした。

事 務	金 額
指定調査機関の指定の申請に対する審査	30,900円
指定調査機関の指定の更新の申請に対する審査	24,800円

b 新たに登録制度が導入されたフロン類の充填を業として行う者についても、第一種フロン類充填回収業者としてその登録及び登録の更新の申請に対する審査に係る手数料を徴収することとした。

c 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

(ウ) 施行期日

平成27年4月1日から施行する。（ただし、（イ）のbについては特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から、cについては平成27年5月29日から施行する。）

イ 徳島県自然環境保全条例等の一部を改正する条例（自然環境戦略課）

(ア) 改正の理由

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部が改正されたことに伴い、関係条例について所要の整理を行う必要がある。

(イ) 改正の概要

次に掲げる条例について所要の整理を行うこととした。

- a 徳島県自然環境保全条例
- b 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行条例
- c 公聴会参加者等の実費弁償支給条例

(ウ) 施行期日

平成27年5月29日から施行する。

ウ 徳島県環境影響評価条例の一部を改正する条例（環境管理課）

(ア) 改正の理由

環境影響評価法の一部が改正され、方法書の作成前の手続として計画段階配慮事項の検討の手続が創設されたこと並びに方法書における説明会の開催並びに方法書、準備書及び評価書の電子縦覧が義務化されたことに鑑み、所要の整備を行うとともに、放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律により環境影響評価法の一部が改正されたことに鑑み、所要の整備を行う等の必要がある。

(イ) 改正の概要

- a 第一種事業を実施しようとする者は、計画の立案の段階において、事業が実施されるべき区域その他事項を決定するに当たっては、一又は二以上の当該事業の実施が想定される区域における当該事業に係る環境の保全のために配慮すべき事項について検討を行わなければならないこととした。
- b 事業者は、方法書を要約した書類を作成し、方法書の記載事項を周知させるための説明会を開催しなければならないこととした。
- c 事業者は、配慮書、方法書、準備書、評価書及び事後調査報告書を作成したときは、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならないこととした。
- d 環境影響評価法の配慮書について、知事が意見を述べる場合の手続を規定した。
- e 放射性物質による大気、水質及び土壌の汚染についても環境影響評価を行うこととした。
- f その他所要の整理を行うこととした。

(ウ) 施行期日

平成27年6月1日から施行する。